

農山漁村地域整備交付金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2909 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

第 1 通則

農林水産大臣は、都道府県又は市町村が農業農村整備、森林整備、水産基盤整備等を実施するための農山漁村地域整備交付金制度を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」を実現するため、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県又は市町村に農山漁村地域整備交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 22 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 22 年 5 月 12 日農林水産省告示第 733 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 定義

第 1 に規定する経費は、別表に定める交付対象事業等の欄に掲げる事業に要する経費とする。

第 3 単年度交付限度額

- 1 年度ごとの農山漁村地域整備交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B$$

$$(1) A = \alpha_1 A_1 + \alpha_2 A_2 + \cdots + \alpha_m A_m$$

A : 農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）に位置付けられた実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① に掲げる基幹事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

A_i : 基幹事業 i の当該年度の事業費

α_i : 基幹事業 i に係る別表に定める国費率

m : 整備計画に位置付けられた交付対象事業のうち基幹事業の数

$$(2) B = \beta_1 B_1 + \beta_2 B_2 + \cdots + \beta_n B_n$$

B : 整備計画に位置付けられた実施要綱第 2 の 1 の (2) の ② に掲げる効果促進事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

B_i : 効果促進事業 i の当該年度の事業費

β_i : 効果促進事業 i に係る別表に定める国費率

n : 整備計画に位置付けられた交付対象事業のうち効果促進事業の数

2 年度予算の調整

都道府県及び市町村は、交付限度額の範囲内で、整備計画内の交付対象事業間及び年度間で、予算の調整を行うことができる。ただし、交付対象事業について、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合を除くものとする。

3 農山漁村地域整備交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、2の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて1の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（4において「差額」という。）は、整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。

4 3の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。

5 地方公共団体が事業実施主体に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は交付をする交付対象事業においては、当該地方公共団体が当該事業実施主体に対して負担又は交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、3及び4の規定を適用する。

第4 交付申請

1 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出する。

2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第2の1の(2)の②のうち実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るものに関連して実施するものとする。

3 都道府県知事及び市町村長は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

第5 交付申請書の提出期限

規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣）が毎年度別に通知する日までとする。

第6 交付金の交付決定

1 農林水産大臣は、第4第2項の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項並びに第8条の規定により農山漁村地域整備交付金の交付を決定する場合に

は、地方農政局長等に通知する。

- 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

第7 交付申請の取下げ

- 1 都道府県知事及び市町村長は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に取下げ理由を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取下げの報告をするものとする。

第8 契約等

都道府県及び市町村長は、交付対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第9 交付申請の変更

- 1 都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第2号）を地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
 - (1) 計画ごとに配分された交付金額を変更しようとするとき（交付金額の増額を伴う変更を含む。）。
 - (2) 計画の対象となる地区を新たに追加しようとするとき。
 - (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて農林水産大臣の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第10 変更の承認

- 1 農林水産大臣は、第9第3項による依頼を受け、第9第1項及び第2項の規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。
- 2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第11 軽微な変更

規則第3条第1号の農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、交付主体ごとの農山漁村地域整備交付金の額の増減以外の変更とする（第9第1項に該当する場合を除く。）。

第12 事業遅延の届出

- 1 都道府県知事及び市町村長は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第3号）を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

- 3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第13 事業遂行状況の報告

- 1 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。
ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事又は市町村長が農山漁村地域整備交付金について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局長等に行っている場合には、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から第1項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

第14 概算払

- 1 都道府県知事又は市町村長は、農山漁村地域整備交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、概算払により間接交付対象事業に係る農山漁村地域整備交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた農山漁村地域整備交付金の額を遅滞なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

第15 実績報告

- 1 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績の報告をするものとする。
- 4 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第3項ただし書に該当した各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項

の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第16 交付金の額の確定

- 1 農林水産大臣は、第15第3項の規定による報告を受け適正化法第15条の規定により額を確定する場合、地方農政局長等に通知する。
- 2 農林水産大臣は、都道府県及び市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は、90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第17 交付金の額の再確定

- 1 都道府県知事及び市町村長は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、農山漁村地域整備交付金に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により農山漁村地域整備交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。
- 2 第15第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 農林水産大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 4 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第18 交付決定の取り消し等

- 1 農林水産大臣は、第9第1項第3号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 都道府県及び市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県及び市町村が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県及び市町村が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付対象事業者が、間接交付対象事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又

は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第19 書類の提出先（市町村の場合）

市町村長が、この要綱に基づき地方農政局長等に提出する書類は、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

第20 財産の管理等

1 都道府県知事及び市町村長は、交付事業対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第21 財産の処分の制限

1 取得財産等のうち施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事及び市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては、農林水産大臣）の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第22 残存物件の処理

都道府県知事及び市町村長は、交付対象事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農林水産大臣に報告しその指示を受けなければならない。

第23 関係書類の保管

1 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において

は、別記様式第 6 号別紙 7 の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項及び第 24 に基づき整備保管すべき帳簿、証拠書類又は証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 24 交付金調書

都道府県及び市町村は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第 25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

- 1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 8、第 9、第 11 から第 13、第 15、第 17、第 18、第 20、第 22 から第 24 までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、施行令、規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

- (2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県又は市町村の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県又は市町村による間接交付金の交付の決定をもって都道府県又は市町村の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県又は市町村の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県又は市町村に納付させることがあること。

- (4) 取得財産等のうち第 2 号に定めるものについて、第 2 号に定める期間中、別記様式第 6 号別紙 7 の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

- 2 都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第 10 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業者が間接交付対象事業により取得し、又

は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

- 4 都道府県及び市町村は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長（北海道並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法第2条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては、農林水産大臣。以下この項において同じ。）の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から農山漁村地域整備交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2610号農林水産事務次官依命通知）による改正後の第3の規定については、平成24年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成23年度の歳出予算に係る国の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成25年2月26日付け24農振第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）の規定により、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした農山漁村地域整備に関する事業について、平成25年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の2の規定により平成25年度の単年度交付限度額から差額を控除するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農振第 2181 号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 12 条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業の交付については、南海トラフ地震特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づき、津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準の施行の日から適用する。

附則

この通知は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。

附則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則

この通知は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4032 号農林水産事務次官依命通知）による改正後の別記様式については、平成 31 年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2683 号農林水産事務次官依命通知）による改正後の別記様式については、令和 2 年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2738 号農林水産事務次官依命通知）による改正後の別記様式については、令和 3 年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則

- 1 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別記様式については、令和 3 年度補正予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知) 第 15 第 1 項の規定により令和 4 年 4 月 10 日までに提出しなければならないとされている実績報告書の様式については、なお従前の例による。

附則

この通知は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附則

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分		
実施要領別紙 1の第2の1. 農地整備事業	経営体育成 型	1 50% 2 次に掲げる地域又は地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% (1) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。） (2) 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） (3) 振興山村の地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） (4) 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） (5) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）	

		を含む。)をいう。以下同じ。) (6) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。) (7) 急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。) (8) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域という。以下同じ。) 3 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 4 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業（以下「水源地域対策関連事業」という。）にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）別紙1運用1別表1の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業（以下「高度化事業」という。）を除く。）	
耕作放棄地型(実施要領別紙1運用1別表1区分の欄の4の(2)の耕作放棄地解消支援事業及び(5)の耕作放棄地活用推進事業を除く。)	1 50% 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 4 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、実施要領別紙1運用1別表1の区分の欄の4の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業を除く。）		
実施要領別紙1運用1	定額		

	別表 1 区分 の欄の 4 の (2)の耕作放 棄地解消支 援事業及び (5)の耕作放 棄地活用推 進事業に限 る。		
	通作条件整 備	1 50% 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にか かわらず、55% 3 離島において行うものにあつては、1の規定にか かわらず、55% 4 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかる ものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定に かわらず、75% 6 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にか かわらず、55% 7 基幹農道整備の一般型のうち、明日香村における歴 史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別 措置法（昭和 55 年法律第 60 号）に基づき決定された 明日香村整備計画に基づく事業にあつては、1の規定 にかかわらず、2/3 8 一般農道整備の農業集落間型にあつては、1 から 7 までの規定にかかわらず、50%	
実施要領別紙 1 の第 2 の 2 . 農業基盤整備 促進事業	実施要領運 用 2 別表 1 区分の欄の 1 の定率助 成	1 50% 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対 策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯 又は指定棚田地域において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55% 3 北海道において行うものにあつては、1の規定にか かわらず、52% 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定に かわらず、60%（ただし、鹿児島県が事業実施主体 となって行うもののうち、水田地帯において農業用 排水施設の整備を行うものにあつては 65%、畑地帯に おいて行うものにあつては 2/3）	

	実施要領運用 2 別表 1 区分の欄の 2 の定額助成	定額	
実施要領別紙 1 の第 2 の 3. 実施計画策定事業	実施計画策定	50%	
	経営体育成促進換地等調整	50% ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
実施要領別紙 1 の第 2 の 4. 草地畜産基盤整備事業	草地整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50%	
	畜産担い手総合整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50% ただし、奄美群島において行うものにあつては 2/3、離島において行うものにあつては 55%	
	草地林地総合整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、55% ただし、奄美群島において行うものにあつては 70%、離島において行うものにあつては 60%	
実施要領別紙 2 の第 2 の 1. 水利施設等整備事業	基幹水利施設整備型	1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、65%	
	農業用水再編対策型	50%	
	地域用水機能増進型	1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、65%	

	流域水質保全機能増進型	1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%	
	排水対策特別型	50%	
	基幹水利施設保全型	1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65% 3 機能保全計画の策定にあつては、2の規定にかかわらず、50%	
	地域農業水利施設保全型	1 50% 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 4 実施計画を策定する事業については、50%	
実施要領別紙 2 の 第 2 の 1. 水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型	担い手育成対策	1 50% 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%（ただし、高度化事業を除く。） 3 離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、55%（ただし、高度化事業を除く。） 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3（ただし、高度化事業を除く。）	
	担い手支援対策	1 50% 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52% 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52% 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 5 営農用水施設の整備を単独で行う場合にあつては、1から4までの規定にかかわらず、45%	

		ただし、離島において行うものにあつては 50%、奄美群島において行うものにあつては 52%	
実施要領別紙 2 の第 2 の 2 . 農業水利施設 保全合理化事業		1 50% 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55% 3 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず 65%	
実施要領別紙 2 の第 2 の 3 . 広域農業 用水適正管理 対策事業		工事費及び調査設計費の一定割合とし、この割合は本工事の対象となる施設の撤去が土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 87 条の 3 のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた国営土地改良事業（以下「従前の事業」という。）の農業委員会等に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 60 年政令第 128 号）等関係政令に基づく国の負担割合の引き下げ及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律 112 号）の適用を受けない場合の国庫負担率と同率とするが、その適用は以下に定めるものとする。 1 従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率 2 従前の事業が国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあつては、1 の規定にかかわらず、本工事の対象となる施設の撤去工事が含まれていた工種の事業完了時の国庫負担率と同率とする 3 従前の事業が総合土地改良事業実施要綱（昭和 38 年 10 月 23 日付け農地 B 第 3742 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあつては、1 の規定にかかわらず、従前のかんがい排水事業の事業完了時の国庫負担率とする。	
実施要領別紙 2 の第 2 の 4 . 地域用水 環境整備事業	地域用水環境整備	1 50% 2 奄美群島において行うもの（実施要領別紙 9 地域用水環境整備事業に係る運用の第 2 の 2 の (2) のイの整備を単独で行うものを除く。）にあつては、1 の規定にかかわらず、都道府県・市町村が行うものは当該助	

		成対象経費の 52%、土地改良区その他都道府県知事が 適当と認める者が行うものは、60%	
	歴史的施設 保全事業	50%	
実施要領別紙 3－1 の第 2 の 1. 農地防災 事業	防災ダム工 事	55/100	
	防災ため池 工事 大 規 模	55/100	
	小 規 模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1 の規定に かかわらず、52/100 3 実施要領別紙 3－1 運用 1 の運用別紙 1 の I の 1 の (2) のうち、豪雨による決壊を防止するた めに行うものであつて、実施要領別紙 3－2 の第 3 の (10) のア又はイの区域で実施するものにあ つては、1 及び 2 の規定にかかわらず、55/100	
	地震対策た め池防災工 事 大 規 模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1 の規 定にかかわらず、70/100	
	小 規 模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1 の規定に かかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1 の規 定にかかわらず、2/3	
	防災ダム等 利活用保全 施設整備工 事 利活用保 全施設 関連施設	50/100 1/3	

ため池整備 工事	
大規模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 工事費の 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
複数のため池で行うもの	50/100
旧農業用ため池で行うもの	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
ため池利活用保全整備工事	50/100
ため池保全体制整備事業	50/100
実施計画策定事業	50/100
ため池整備工事（特別対策型）	
大規模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 50/100

	2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
複数のため池で行うもの	50/100
旧農業用ため池で行うもの	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
ため池利活用保全整備工事	50/100
ため池保全体制整備事業	50/100
実施計画策定事業	50/100
ため池整備工事（都市型緊急整備事業）	
大規模	55/100
小規模	50/100
ため池利活用保全整備工事	50/100
ため池保全体制整備事業	50/100

実施計画 策定事業	50/100
ため池水質 改善工事	
大規模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
実施計画 策定事業	50/100
用排水施設 整備工事	
大規模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては1の規定にかかわらず、2/3
大規模の うち土砂 崩壊を防 止するも の	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模の うち土砂 崩壊を防	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100

止するもの	3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
用排水施設等利活用保全整備工事	50/100
実施計画策定事業	50/100
湖岸堤防工事	
大規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
用排水施設等利活用保全整備工事	50/100
実施計画策定事業	50/100
ため池等農地災害危機管理対策事業	50/100
実施計画策定事業	50/100

ため池緊急 防災対策事業	50/100
ため池緊急 防災体制整備 促進事業	1 50/100 2 実施要領別紙 3 - 2 の第 3 の (10) のア又はイ の区域で実施するものにあつては、1 の規定にか かわらず、55/100 (ただし、実施要領別紙 3 - 1 運用 1 の運用別紙 1 の II の 1 の (10) のウの事業 を除く。)
実施計画 策定事業	50/100
湛水防除工 事	
大規模	55/100
小規模	50/100
農地侵食防 止工事	
都道府県 が行うもの	1 都道府県が行う農地侵食防止工事 (1) 50/100 (2) シラス対策にあつては、55/100 (3) 離島において行うものにあつては、(1) の規 定にかかわらず、52/100 2 1 と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が 15 度未満の場合 (1) 45/100 (2) 北海道において行うものにあつては、(1) の 規定にかかわらず、50/100 (3) 離島において行うものにあつては、(1) の規 定にかかわらず、50/100 3 1 と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が 15 度以上の場合 50/100 4 1 と併せ行う関連工事のうち、農村地域防災施 設整備工事については、50/100
市町村が 行うもの	1 市町村が行う農地侵食防止工事 (1) 50/100

	(2) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、65/100 2 1 と併せ行う関連工事 (1) 45/100 (2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100 (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100 (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、65/100
土地改良区等が行うもの	1 土地改良区等が行う農地侵食防止工事 (1) 50/100 (2) シラス対策にあつては、55/100 (3) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55/100 (4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55/100 (5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、70/100 2 1 と併せ行う関連工事 (1) 45/100 (2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100 (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100 (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、70/100
実施計画策定事業	50/100
農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事	(1) 農地侵食防止工事にあつては、事業名、区分の欄の農地侵食防止工事の交付率 (2) ほ場整備の工事 ア 45/100 イ 当該工事によって形成されるほ場のうち、その区画の面積が 30 アール以上であるものの面積の

	合計が当該工事の受益面積の3分の2未満の場合、40/100 (3) 畑地かんがいの工事 50/100 (4) 農地開発の工事 50/100
実施計画 策定事業	50/100
農地機能保 全対策工事	50/100
特殊自然災 害対策工事	50/100
実施計画 策定事業	50/100
農地等防災 保全対策工 事	防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、 農地保全整備事業、水質保全対策事業及び地盤沈下 対策事業について、それぞれこの表に掲げる交付率
関連工事	1 45/100 2 北海道において行う農業用排水施設の変更、 客土及び暗きょ排水にあっては、50/100
地域環境 保全対策 工事	50/100
特定農業用 管水路等特 別対策事業	50/100
地盤沈下対 策工事	
大規模	55/100。ただし、都道府県が工事費の34/100以上 を負担する場合に限る。
小規模	50/100。ただし、受益面積が200ヘクタール以上で あって400ヘクタール未満の規模のものにあっては

	都道府県が当該経費の 39/100 以上を負担し、その他の規模のものにあっては都道府県が当該経費の 34/100 以上を負担する場合に限る。
地域ため池 総合整備事業	
調査計画事業	50/100
総合整備事業	
大 規 模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、70/100
小 規 模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3 4 実施要領別紙 3－1 運用 1 の運用別紙 3 第 6 の 2 の (8) の要件に該当するものにあつては、1 の規定にかかわらず、 (1) 55/100 (2) 離島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、60/100
農業用河川 工作物応急 対策工事	
大 規 模	1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、70/100
小 規 模	1 都道府県及び市町村が行うものにあつては、 (1) 50/100 (2) 離島において行うものにあつては、(1) の規定にかかわらず、52/100

	(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、2/3 2 土地改良区等が行うものにあつては、 (1) 50/100 (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、60/100 (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、75/100
農業用道路 横断工作物 緊急耐震対策事業	50/100
土地改良施設耐震対策事業	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3
農村災害対策整備事業	
調査計画事業	50/100
整備事業	1 災害防除対策推進地域で実施するものにあつては、 (1) 50/100 (2) 実施要領別紙 3－1 運用 1 の運用別紙 5 の第 5 の 2 の (1) のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、 ア 55/100 イ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100 2 甚大な災害発生地域で実施するものにあつては、 (1) 50/100 (2) 実施要領別紙 3－1 運用 1 の運用別紙 5 の第 5 の 2 の (1) のウの要件に該当するもの（団体営

	事業にあっては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあっては、 ア 55/100 イ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100 ウ 奄美群島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、70/100 3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される農村防災施設（緊急避難路及び緊急避難施設に限る。）の整備を行うものにあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、2/3 ただし、2 の(2)のウを除く。 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本海溝・千島海溝地震特別措置法」という。）第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される農村防災施設（緊急避難路及び緊急避難施設に限る。）の整備を行うものにあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、2/3 ただし、2 の(2)のウを除く。
ため池群整備事業	
調査計画事業	50/100
ため池群整備工事	
大規模	1 55/100 2 離島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、60/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、70/100
小規模	1 50/100

		2 農村振興局長が別に定める地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100 3 離島において行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、60/100 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3	
	ため池群管理 体制整備 事業	1 50/100 2 農村振興局長が別に定める地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100	
	土地改良施 設豪雨対策 事業	50/100	
	調査計画事 業 整備事業	50/100	
実施要領別紙 3－1の第2 の2．水質保 全対策事業		1 50%（大規模事業にあつては、55%） 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 3 定額（運用2の第1の1の区分3のうち、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費）	
実施要領別紙 4－1の第2 の1．農村集 落基盤再編・ 整備事業	集落基盤再 編型（実施 要領別紙4 －1の運用 1第3の2 の（5）を除く。	1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%	
	中山間地域 総合整備型 及び実施要 領別紙4－ 1の運用1 第3の2の （5）	1 55% 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70%	
	農地環境整	1 55%	

	備型	2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70%	
	実施計画策定型	1 計画策定事業 50% 2 経営体育成促進換地等調整 50% ただし、離島、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60%	
実施要領4－1の第2の2. 農業集落排水事業		1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 3 実施要領別紙4－1運用2第1の2の(2)に基づき事業を行う場合にあつては、50% 4 実施要領別紙4－1運用2第1の2の(3)に基づき事業を行う場合にあつては定額。ただし、機能診断に係る交付額は、一処理区当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が800万円を超えるとときには800万円）をそれぞれとする。 交付限度額＝処理区数×100万円＋200万円	
実施要領別紙4－1の第2の3. 畜産環境総合整備事業	資源リサイクル事業	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業は、50% ただし、離島において行うものにあつては55%、奄美群島において行うものにあつては60% 3 利用施設整備事業については、50% ただし、離島において行うものにあつては55%、奄美群島において行うものにあつては60% 4 利用施設整備事業のうち、畜産高密度地域かつ環境負荷脆弱地域において整備されるエネルギー等副産物利用施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備及びバイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備については55% ただし、離島において行うものにあつては60%	

		%、奄美群島において行うものにあつては 75% 5 利用施設整備事業のうちその他施設整備については、1/3	
	草地畜産活性化事業	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50% ただし、利用施設整備事業のうち牧場用機械施設整備については 1/3	
	新技術活用 地域環境改善事業	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50%	
実施要領別紙 4-1 の第 2 の 4. 農道整備 事業		1 50% 2 北海道において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55% 3 離島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55% 4 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかるものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3 5 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、75% 6 水源地域対策関連事業にあつては、1 の規定にかかわらず、55% 7 北海道において行う広域農道整備事業のうち、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）以外の地域をその施行に係る地域に含めて行うものであつて、自動車交通量のうち、農業に係るものが 8 割未満のものにあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、50% 8 広域農道整備事業のうち、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和 34 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域（以下「北海道寒冷地域」という。）において行うものであつて、延長がおおむね 10 キロメートル（離島、振興山村の地域、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、おおむね 5 キロメートル）以上のものにあつては、1 及び 2 の規定にかか	

		わらず、55% 9 基幹農道整備事業のうち、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、1 の規定にかかわらず、2/3 10 実施要領別紙 4－1 運用 4 の第 2 の 2 の（1）のウの（ウ）にあつては、1 から 9 までの規定にかかわらず、50%	
実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアの（オ）農業用水保全の森づくり事業	特定事業	実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のイの（ア）森林基盤整備事業の育成林整備事業、共生環境整備事業、機能回復整備事業及び林道改良事業における国費率欄並びに林業関係事業補助金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 11 日付け 47 林野政第 640 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の事業の欄の（5）の事業細目欄の特定機能回復事業における国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる	
	耕作放棄地対策	実施要領別紙 4－1 運用 1（農村集落基盤再編・整備事業）の農地環境整備型における国の補助率欄及び都道府県の交付率欄に準ずる	
実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のイの（ア）森林整備事業 1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改	育成林整備事業	（国の国費率） 1 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）について （1）森林造成林道（間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、保安林整備臨時措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下、共生環境整備事業及び機能回復整備事業の項について同じ。）に係るもの 事業費（事務雑費、工事雑費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費（以下「市町村等事業推進費」という。）を除いたものをいう。以下同じ。）の 50/100 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、	

良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を超える交付率により交付を行う場合における		離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等（生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。）が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の 55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 60/100 (2) 峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。）に係るもの ア 幹線林道 (ア) 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の 50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の 55/100 イ (ア)以外の者が行うもの 事業費の 2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の 75/100 イ その他の林道 事業費の 50/100 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の 45/100 ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道（過疎法	
---	--	--	--

当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費 2 1 以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費		第 16 条第 1 項の規定に基づき指定された基幹的な林道をいう。以下同じ。) については事業費の 65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 70/100 2 1 以外の林道整備について 事業費の 45/100 以内 3 市町村等事業推進費について (1) 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）に係るもの ア 森林造成林道に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については市町村等事業推進費の 55/100 以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の 60/100 以内 イ 峰越連絡林道に係るもの。 (ア) 幹線林道に係るもの a 都道府県又は市町村が行うもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の 55/100 以内 b a 以外の者が行うもの 市町村等事業推進費の 2/3 以内 ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の 75/100 以内 (イ) その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 ウ ア及びイ以外の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 45/100 以内 ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域に	
--	--	--	--

		については市町村等事業推進費の 50/100 以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の 65/100 以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の 70/100 以内 (2) (1)以外の林道整備に係るもの 市町村等事業推進費の 45/100 以内	
		(都道府県の交付率) 1 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）について (1) 森林造成林道に係るもの 事業費の 50/100 ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の 55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 60/100 (2) 峰越連絡林道に係るもの ア 幹線林道 (ア) 市町村が行うもの 事業費の 50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の 55/100 (イ) (ア)以外の者が行うもの 事業費の 2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の 75/100 イ その他の林道 事業費の 50/100 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の 45/100 ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 50/100、	

	森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 70/100 2 1 以外の林道整備について 事業費の 45/100 以内	
共生環境整備事業	(国の国費率) 1 林道整備（森林管理道開設）について (1) 森林造成林道に係るもの 事業費の 50/100 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の 55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 60/100 (2) 峰越連絡林道に係るもの ア 幹線林道 (ア) 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の 50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の 55/100 (イ) (ア)以外の者が行うもの 事業費の 2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の 75/100 イ その他の林道 事業費の 50/100 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の 45/100 ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域に	

	については事業費の 50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 70/100 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について ア 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の 2/3 イ その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の 2/3 3 1 及び 2 以外の事業に係るもの 事業費の 5/10 以内 ただし、用地等取得については事業費の 1/3 4 市町村等事業推進費について (1) 林道整備（森林管理道開設）に係るもの ア 森林造成林道に係るもの	
--	---	--

	市町村等事業推進費の 50/100 以内 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については市町村等事業推進費の 55/100 以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の 60/100 以内 イ ア以外の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 45/100 以内 ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の 50/100 以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の 55/100 以内、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の 65/100 以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の 70/100 以内 (2) 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について ア 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 イ その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 30/100 以内 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は市町村等事業推進費の 1/3 (3) (1) 及び (2) 以外の事業に係るもの市町村等事業推進費の 3/10 以内	
	(都道府県の交付率) 1 林道整備（森林管理道開設）について (1) 森林造成林道に係るもの	

事業費の 50/100

ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の 55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 60/100

(2) 峰越連絡林道に係るもの

ア 幹線林道

(ア) 市町村が行うもの

事業費の 50/100

ただし、北海道及び離島については事業費の 55/100

(イ) (ア)以外の者が行うもの

事業費の 2/3

ただし、北海道及び離島については事業費の 75/100

イ その他の林道

事業費の 50/100

(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの

事業費の 45/100

ただし、北海道、離島及び奄美群島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の 70/100

2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について

(1) 幹線林道に係るもの

事業費の 50/100

ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づ

	いて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 (2) その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 3 1 及び 2 以外の事業について 事業費の 7/10 ただし、用地等取得については事業費の 4/10	
機能回復整備事業	(国の国費率) 1 特定森林造成事業のうち特定林地改良について 事業費の 5/10 2 1 以外の事業について 事業費の 3/10 3 市町村等事業推進費について 市町村等事業推進費の 3/10 以内	
	(都道府県の交付率) 1 特定森林造成事業のうち特定林地改良について 事業費の 7/10 2 1 以外の事業について 事業費の 4/10	
林道改良事業	(国の国費率) 1 林道改良事業	

	(1) 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 (2) その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 2 市町村等事業推進費について (1) 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 (2) その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 30/100 以内 ただし、舗装を実施する場合については、市町村等事業推進費の 1/3	
	(都道府県の交付率) 1 林道改良事業 (1) 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対	

	策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 (2) その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3	
林道点検診断・保全整備事業	(国の国費率) 1 施設集約化（撤去）について 事業費の 3/10 2 1 以外の事業について 事業費の 1/2	
	(都道府県の交付率) 1 施設集約化（撤去）について 事業費の 3/10 2 1 以外の事業について 事業費の 1/2	
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	(国の国費率) 1 林道整備について (1) 森林基幹道開設 ア 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の 50/100 ただし、奄美群島については事業費の 2/3 イ 森林組合等が行うもの 事業費の 65/100 ただし、奄美群島については事業費の 80/100 (2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に	

	限る。)の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 イ その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 2 林道関連施設（林業施設用地及び作業ポイントをいう。以下同じ。）の整備について 事業費の 50/100 以内 3 市町村等事業推進費について (1) 林道整備に係るもの ア 森林基幹道開設 (ア) 都道府県又は市町村が行うもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 ただし、奄美群島については市町村等事業推進費の 2/3 (イ) 森林組合等が行うもの 市町村等事業推進費の 65/100 以内 ただし、奄美群島については市町村等事業推進費の 80/100 以内 イ 林道改良・舗装 (ア) 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 (イ) その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 30/100 以内 ただし、舗装を実施する場合については、市町村等事業推進費の 1/3 以内	
--	---	--

	(2) 林道関連施設の整備に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内	
	(都道府県の交付率) 1 林道整備について (1) 森林基幹道開設 ア 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の 50/100 ただし、奄美群島については事業費の 2/3 イ 森林組合等が行うもの 事業費の 65/100 ただし、奄美群島については事業費の 80/100 (2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 イ その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3 2 林道関連施設の整備について 事業費の 50/100 以内	
	山のみち地 (国の国費率)	

	域づくり交付金事業	1 山のみち地域づくり交付金 (1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の 2/3 に調整率（地勢等の地理的条件及び森林資源の開発の状況からみて生ずると見込まれる費用の増加の程度を考慮して区域ごとに農林水産大臣が定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た率 (2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の 2/3 に調整率を乗じて得た率以内 (3) 地域創造型整備について 事業費の 2/3 以内 2 市町村等事業推進費について (1) 山のみちの整備のうち林道整備に係るもの 市町村等事業推進費の 2/3 に調整率を乗じた率 (2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備に係るもの 市町村等事業推進費の 2/3 に調整率を乗じた率以内 (3) 地域創造型整備に係るもの 市町村等事業推進費の 2/3 以内	
		(都道府県の交付率) 1 山のみち地域づくり交付金 (1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の 2/3 に調整率を乗じて得た率 (2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の 2/3 に調整率を乗じて得た率以内 (3) 地域創造型整備について 事業費の 2/3 以内	
実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① のイの (イ) 治山 事業	予防治山事業、緊急防災減災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防	1 1/2 2 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3 3 火山地域において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、5.5/10 4 水源地域対策特別整備事業として行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、次の各号による (1) 昭和 59 年までの指定ダムのうち 2 条指定ダム 2/3 (2) 昭和 59 年までの指定ダムのうち 9 条指定ダム	

	止事業	3/4 (3) 昭和 60 年までの指定ダムのうち 2 条指定ダム 6/10 (4) 昭和 60 年までの指定ダムのうち 9 条指定ダム 2/3 (5) 昭和 61 年～平成 4 年までの指定ダムのうち 2 条指定ダム 5.5/10 (6) 昭和 61 年～平成 4 年までの指定ダムのうち 9 条指定ダム 6/10 (7) 平成 5 年以降の指定ダムのうち 2 条指定ダム 1/2 ただし、火山地域において行うものにあつては、5.5/10 (8) 平成 5 年以降の指定ダムのうち 9 条指定ダム 5.5/10 ただし、火山地域において行うものにあつては、6/10 5 南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3 6 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3	
	共生保安林整備事業	1 1/2 ただし、次の各号の 1 に該当する地域であつて、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であつて、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要がある、全体計画の工事規模が 2 億 5 千万円以上のものにあつては、予防治山等に準ずる (1) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定す	

		る自然公園、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域 (2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る）の周辺地域	
	保安林管理 道整備事業	1 1/2 2 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3 3 水源地域対策特別整備事業として行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、次の(1) ～(8)による (1) 昭和 59 年までの指定ダムのうち 2 条指定ダム 2/3 (2) 昭和 59 年までの指定ダムのうち 9 条指定ダム 3/4 (3) 昭和 60 年までの指定ダムのうち 2 条指定ダム 6/10 (4) 昭和 60 年までの指定ダムのうち 9 条指定ダム 2/3 (5) 昭和 61 年～平成 4 年までの指定ダムのうち 2 条指定ダム 5.5/10 (6) 昭和 61 年～平成 4 年までの指定ダムのうち 9 条指定ダム 6/10 (7) 平成 5 年以降の指定ダムのうち 2 条指定ダム 1/2 (8) 平成 5 年以降の指定ダムのうち 9 条指定ダム 5.5/10	
実施要綱第 2 の 1 の(2)の① のウの(ア)水産 物供給基盤整 備事業		1 都道府県が行う漁港施設の整備 (1) 基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。）にあつては、10 分の 5 以内（ただし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（以下「原子力発電施設等振興計画」という。）に係るものであつて基本施設又は輸送施設の整備にあつては、10 分の	

		5.5 以内) (2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10 分の 7 以内 イ 係留施設にあつては、10 分の 6 以内 ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10 分の 5.5 以内 (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10 分の 8 以内 イ 係留施設にあつては、10 分の 6 以内 ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10 分の 5.5 以内（本土と離島及び離島と離島を連絡する橋（以下「離島架橋」という。）については 3 分の 2 以内） (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10 分の 9 以内 イ 係留施設にあつては、10 分の 8 以内 ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、3 分の 2 以内 2 都道府県が行う魚礁及び養殖場の整備にあつては、2 分の 1 以内 3 都道府県が行う増殖場の整備にあつては、2 分の 1 以内 4 市町村が行う漁港施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業については次のとおりとする。 (1) 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地にあつては、10 分の 5 以内（原子力発電施設等振興計画に係るものであつて基本施設又は輸送施設の整備にあつては、10 分の 5.5 以内） (2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10 分の 7 以内 イ 係留施設にあつては、10 分の 6 以内	
--	--	--	--

		ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10 分の 5.5 以内 (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10 分の 8 以内 イ 係留施設にあつては、10 分の 6 以内 ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10 分の 5.5 以内（離島架橋については 3 分の 2 以内） (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10 分の 9 以内 イ 係留施設にあつては、10 分の 8 以内 ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、3 分の 2 以内 5 市町村が行う魚礁及び養殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の 5/6 以上を補助する事業にあつては、2 分の 1 以内 6 市町村が行う増殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の 6/10 以上を補助する事業にあつては、2 分の 1 以内 7 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の 5/6 以上を補助する事業にあつては、2 分の 1 以内 8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の 5/6 以上補助するのに要する経費に対し、都道府県が当該事業に要する経費の 5/6 以上を補助する事業にあつては、2 分の 1 以内 9 都道府県が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号。以下「事業者負担法」という。）の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費については、当該事業費の 2 分の 1 以内 10 市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（事業者負担法の規定により事	
--	--	--	--

		業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費)に対し、都道府県がその経費の5/10以上(計画事業費1億円以上のものにあつては6/10以上)を補助する事業に要する経費については、当該事業費の2分の1以内 11 水産業協同組合が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費(事業者負担法の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費)については、当該事業費の2分の1以内 12 都道府県又は市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業以外の事業にあつては、2分の1以内(清掃船建造にあつては4分の1以内、廃船処理にあつては3分の1以内) 13 都道府県又は市町村が行う主要港関連道整備に要する経費の2分の1以内(当該事業で北海道又は離島にあつては、当該事業に要する経費の10分の5.5以内(離島架橋にあつては、3分の2以内)、奄美群島振興開発計画に係るものにあつては10分の7以内) 14 都道府県又は市町村が行う附帯関連道整備に要する経費の2分の1以内(事業規模が5,000万円以上1億円未満のものであつて内地市町村が事業主体であるものに係る当該事業の用地及び補償費に要する経費にあつては、3分の1以内) 15 都道府県又は市町村が行う一般漁港関連道整備に要する経費の2分の1以内(事業規模が5,000万円以上1億円未満のものであつて内地市町村が事業主体であるものに係る当該事業の用地及び補償費に要する経費にあつては、3分の1以内) 16 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難路その他の避難経路(以下「避難経路」という。)の整備を実施するもの(漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する輸送施設に限る。)にあつては、1及び4の規定にかかわらず、3分の2以内 17 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づい	
--	--	--	--

		て実施される避難施設その他の避難場所（以下「避難場所」という。）又は避難経路の整備を実施するもの（漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に限る。）にあつては、1及び4の規定にかかわらず、3分の2以内 18 都道府県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(イ)漁場保全の森づくり事業	育成林整備事業、共生環境整備事業、機能回復整備事業、林道改良事業、特定機能回復事業	実施要綱第2の1の(2)の①のアの(オ)農業用水保全の森づくり事業の国費率欄に準ずる	
	保安施設事業	実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ)治山事業の予防治山事業における国費率欄並びに林業関係事業補助金等交付要綱別表1の事業の欄の(2)治山事業における国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のa 漁業集落環境整備事業		1 都道府県が行う漁業集落環境整備事業にあつては、2分の1以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する施設をいう。以下同じ。）の整備にあつては、3分の1以内 2 市町村が行う漁業集落環境整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業にあつては、2分の1以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する施設をいう。以下同じ。）の整備にあつては、3分の1以内 3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの（漁業集落道、緑地・広場施設等）にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内 4 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の	

		規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの（漁業集落道、緑地・広場施設等）にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、3 分の 2 以内 5 都道府県の行う市町村等事業推進にあつては、10 分の 5 以内	
実施要綱第 2 の 1 の(2)の① のウの(ウ)の b 漁港環境整備事業		1 都道府県が行う漁港環境整備事業にあつては、2 分の 1 以内 2 市町村が行う漁港環境整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業にあつては、2 分の 1 以内 3 南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの（通路、広場等）にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、3 分の 2 以内 4 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの（通路、広場等）にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、3 分の 2 以内 5 都道府県の行う市町村等事業推進にあつては、10 分の 5 以内	
実施要綱第 2 の 1 の(2)の① のウの(ウ)の c 漁村再生交付金事業		1 市町村が行う又は市町村が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律 117 号）に基づき行う事業に要する経費（市町村が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が実施要領別紙 10 第 2 の 2 の区分 9 の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。）に対し、都道府県が補助する事業にあつては、当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内（北海道及び離島地域にあつては 10 分の 6 以内、奄美地域にあつては 10 分の 7.5 以内） ただし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）に規定する原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（以下「原子力発電施設等振興計画」という。）に係るものであつて、基本施設又は輸送施設の整備に要する経費	

		にあつては、10 分の 5.5 以内（北海道及び離島地域にあつては 10 分の 6 以内、奄美地域にあつては 10 分の 7.5 以内） 2 都道府県が行う又は都道府県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき行う事業に要する経費（市町村又は都道府県が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が実施要領別紙 10 第 2 の 2 の区分 9 の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。）に対し、当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内（北海道及び離島地域にあつては 10 分の 6 以内、奄美地域にあつては 10 分の 7.5 以内） ただし、原子力発電施設振興計画に係るものであつて、基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあつては、10 分の 5.5 以内（北海道及び離島地域にあつては 10 分の 6 以内、奄美地域にあつては 10 分の 7.5 以内） 3 南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの（漁業集落道、緑地・広場施設等）にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、3 分の 2 以内 4 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの（漁業集落道、緑地・広場施設等）にあつては、1 及び 2 の規定にかかわらず、3 分の 2 以内 5 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10 分の 5 以内	
実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① のエの (ア) の a 海岸保全施設整備事業	高潮対策	1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、5.5/10 3 離島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、5.5/10 4 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3 5 都道府県が行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2 以内（漁港区域に係るものに限る）	

	侵食対策	1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 5 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2 以内（漁港区域に係るものに限る）	
	海岸耐震対策	1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 5 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2 以内（漁港区域に係るものに限る）	
実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のb 津波・高潮危機管理対策事業		1 1/2 2 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）を実施するものについては、2/3 3 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）を実施するものについては、2/3 4 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2 以内（漁港区域に係るものに限る）	
実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)の海岸環境整備事業		1 1/3 以内 2 都道府県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2 以内（漁港区域に係るものに限る）	

実施要綱第2 の1の(2)の① のオの(ア)の盛 土による災害 防止のための 調査事業	盛土による 災害防止の ための調査 事業	1/3（ただし、既存の危険な盛土の把握のために必 要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団 体であって、調査内容及び調査期間が明示された調 査計画を作成した地方公共団体については、令和10 年度までに限り、1/2）	
実施要綱第2 の1の(2)の① のオの(イ)の盛 土緊急対策事 業	安全性把握 調査	1/2 以内	
	盛土撤去事 業又は盛土 崩落対策事 業 （実施要領 別紙12－2 第2のイの 盛土を除 く。）	1 1/2 以内 2 以下の全ての要件を満たすものにあつては、1の規 定にかかわらず、2/3 (1)地下水又は降雨による水を含んだ盛土の重さによ り崩落のおそれがあるもの (2)盛土が崩落等することにより、公共の利害に密接 な関連を有し、次のいずれかに被害を及ぼすと認め られるもの ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、 市町村道又はその他公共施設のうち重要なもの イ 官公署、学校、病院等の公共建築物又は鉱工業 施設のうち重要なもの ウ 人家10戸以上 エ 農地10ヘクタール以上（農地10ヘクタール以 上の被害に相当すると認められるものを含む。）	
	盛土撤去事 業又は盛土 崩落対策事 業（実施要 領別紙12－ 2第2のイ の盛土に限 る。）	1/2 以内	
実施要綱第2 の1の(2)の② 効果促進事業		50%	

（備考1）上記の国費率欄中、特定市町村のうち離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村以外の区域内において行うものにあつては、令和3年度から令和8年度まで

の間の国費率を、その実施要綱第3の2による整備計画の受理があった年度に応じて、それぞれ令和3年度から令和4年度までにあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

(備考2) 上記の国費率欄中、中山間地域等について、特別特定市町村のうち離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、急傾斜地帯及び指定棚田地域以外の区域内において行うものにあつては、令和3年度から令和9年度までの間の国費率を、その実施要綱第3の2による整備計画の受理があった年度に応じて、それぞれ令和3年度から令和5年度までにあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

年度農山漁村地域整備交付金交付申請書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年度において下記のとおり事業を実施したいので農山漁村地域整備交付金交付要綱第 4
により 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
 - 2 収支予算書（別紙 1 のとおり）
 - 3 地区別経費の配分表（別紙 2 のとおり）
 - 4 事業の完了予定年月日 年 月 日
 - 5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱
- (注) 添付資料について、都道府県又は市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、
当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別紙 1

収 支 予 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
農山漁村地域整備交付金						

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

(單位：円)

- 1 関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。
- 2 交付対象事業の事業名(1)欄には、農業農村基盤整備事業は農業農村、森林基盤整備事業は森林、水産資源整備事業は水産、海岸保全施設整備事業は海岸、堤土緊急対策事業は堤土、効果促進事業は効果促進を記入すること。
- 3 交付対象事業の事業名(2)欄には、別章の交付対象事業の事業名欄の事業名()部分)を記入すること。
- 4 交付対象事業の区分欄(1)には、別章の交付対象事業の区分欄の事項を記入すること。
- 5 交付対象事業の区分欄(2)には、別章の国庫事業の該当番号等を記入すること。なお、番号等で国庫率が特定できない場合は、適宜分かるよう記載すること。
- 6 交付対象事業の重点事業欄には、ホームページで公表する重点対象事業に該当する地区においては該当する事業番号を記入すること。
- 7 交付対象事業の重点事業欄のうち流域治水対策欄は、重点対象事業のうち流域治水対策に該当する地区においては「〇」を記入すること。
- 8 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外に「予算補助」と記入すること。
- 9 差額の欄には、前年度において第3の3の規定を適用し調整した場合に、その差額を記入すること。
- 10 備考欄には、消費税込入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円を」、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「食税額」をそれぞれ記入すること。
- 11 更正追加交付する場合で前年度までの申請地区の金額に修正がある場合は、前回申請額を上段括弧書きで記入し、更正後申請額を下段に記入すること。

別記様式第2号（第9関係）

年度農山漁村地域整備交付金変更承認申請書（内地・離島・奄美）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
（地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった事業の実施について、収支予算等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので農山漁村地域整備交付金交付要綱第9により関係書類を添えて申請する。

- （注） 1. 金額に変更のない変更申請の場合は〔 〕の分を除く。
2. 上記「収支予算等」の記載要領及び「関係書類」については、別記様式第1号の別紙1及び別紙2の様式に準じ、変更前と変更後を対象比較できるように変更に係る部についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第12関係）

年度農山漁村地域整備交付金遅延届出書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記の理由により予定の期間内に完了しない〔遂行が困難となった〕ため、農山漁村地域整備交付金交付要綱第12により報告する。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 事業の遂行状況

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業				法律・予算の区分	事業実施期間	事業実施主体	事業の遂行状況				備考
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)				年 月 日までに完了したもの		年 月 日以降に実施するもの		
										金額	出来高	金額	事業完了(予定)年月日	

(注) 1. 括弧内は、該当するものを記載すること。
2. 交付対象事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第 4 号（第 13 関係）

年度農山漁村地域整備交付金事業遂行状況報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について
農山漁村地域整備交付金交付要綱第 13 により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙 3 のとおり)
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

別紙 3

事業遂行状況

進捗状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率	備 考
	事業費 (A)	交 付 額	事業費 (B)	交 付 額	(B) / (A)	
	円	円	円	円	%	
農山漁村地域整備交付金						

別記様式第 5 号（第 14 関係）

年度農山漁村地域整備交付金概算払請求書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、農山漁村地域整備交付金交付要綱第 14 により、概算払の請求をしたいので、下記により 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

年 月 日現在

区分	事業費	国費(A)	国費中 9割相当額	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(D)=A-B-C		事業完了 (予定) 年月日	備考
				金額	出来高	金額	月 日 迄 予定出来高	金額	年 月 日 迄 予定出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1. 本請求書の最終請求日のみ、備考欄に不用見込額及び繰越見込額を記載すること。
2. 本請求書の提出時に直近の交付決定時から流用等により事業費及び国費の変更が生じていた場合は、整合を確認するため参考資料として交付要綱別紙 1 及び 2 を添付すること。
3. 本請求書は、円単位で記載すること。

別記様式第 6 号（第 15 第 1 項関係）

年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 1 項により報告する。
(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)
記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算及び国庫交付金精算書（別紙 4 のとおり）
- 3 事業の成果（別紙 5 及び 6 のとおり）
- 4 事業の完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

別紙 4

収支精算及び国庫交付金精算書

区 分	事 業 費	交 付 額	都道府県費	市町村費	その他	概算払受領額	差引交付額 未受領額 (返還) 額	備 考
農山漁村地域 整備交付金	円	円						

(注) 1 予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記入すること（概算払受領額、差引交付額、未受領額及び（返還）額は下段のみ。）

(注) 2 間接交付対象事業者へ支出を完了した年月日は、別紙 6 地区別検査調書を参照

別紙 6

1 地区別検査調書

地区名	事業実施主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	間接交付対象事業者へ 支出を完了した年月日	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考

別紙 7 財産管理台帳（令第 13 条第 1 号から 3 号までの財産、要綱第 16 の財産）

事業名	地区名	事業 実施 主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年 月 日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	処 分 の 種 別	処 分 の 年 月 日	交付金 返還額	
						円	円						円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄には、当該事業に係る率等を記載すること。

3 類似の台帳がある場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

別記様式第7号 (第15第2項関係)

年度農山漁村地域整備交付金年度終了実績報告書(内地・離島・奄美)

号日
番年 月

農林水産大臣 殿
(地方農政局長 經由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 經由))

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 2 項により、実績を下記のとおり報告する。

記

年度 農山漁村地域整備交付金 年度終了実績報告書

年度当初・補正（通常分・繰越分）

[illegible]

別記様式第 8 号（第 15 第 4 項関係）

年度消費税仕入控除税額報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

年 月 日付け第 号により交付金交付決定通知があつた農山漁村地域整備交付金について農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 4 項により、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

- (注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
 - ・その他参考となる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

- (注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第24関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金※1 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金事業名※1	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交付金相当額	支出 済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付金事業名※1」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 10 号（第 25 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局を含む。

（注 3）「指定停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

（注 4）間接交付対象事業者に対する申立ての場合であって、交付対象事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。